

山口市立図書館 図書館システム更新業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山口市立図書館 図書館システム更新業務に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

山口市立図書館 図書館システム更新業務

(2) 委託期間

ア 構築業務

契約締結日から令和7年9月30日まで

イ 運用保守業務

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで(5年間)

(3) 業務内容

「山口市立図書館 図書館システム更新業務仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

5年総額298,460千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和7年5月21日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和7年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分059「コンピュータサービス」の001「システム設計開発」、002「システム運用保守」及び006「コンピュータ保守管理」のいずれの営業種目についても登録されていること。なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が本要件を満たすためには、山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行い、令和7年5月21日時点で登録されている必要がある。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和7年5月8日)から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。

(5) プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。

(6) 直近5年以内に図書館システムの地方公共団体への導入実績があること。

4 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式第1号)

イ プライバシーマーク又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していることが確認できる書類の写し等

ウ 導入実績(様式第4号)

(2) 提出方法

電子メールまたは持参(提出期限内必着)

※ 件名は「山口市立図書館 図書館システム更新業務に係る参加意向申出」とすること。

(3) 提出期限

令和7年5月8日(木)正午まで

※ 持参による場合の受付は、休館日(火曜日)を除く。

(4) 提出先

山口市教育委員会 山口市立中央図書館(toshokan@city.yamaguchi.lg.jp)

(5) 参加資格の通知等

参加意向申出書の提出があった者については、その参加資格を確認し、令和7年5月9日(金)までに通知する。また、参加資格を有する者には、併せて提案書の提出を要請する。

5 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式第2号)

イ 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

※ 件名は「山口市立図書館 図書館システム更新業務に係る質問」とすること。

※ 質問受付期限後の質問や電子メール以外による問合せについては回答しない。

ウ 受付期限

令和7年5月1日(木)正午まで

エ 提出先

山口市教育委員会 山口市立中央図書館(toshokan@city.yamaguchi.lg.jp)

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和7年5月8日(木)までに本市公式ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>)に掲載する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトに掲載せず、電話等により個別に回答

する。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書等提出文書(様式第3号)

イ 提案書(任意様式)

※ 「提案書等作成要領」の「1提案書」に沿って作成すること。

ウ 図書館システム要求機能一覧(別紙1～別紙5)

※ 「対応」欄、「備考」欄を入力したものを提出すること。

エ 見積書(任意様式)

※ 「提案書等作成要領」を参照して作成すること。

オ 会社概要(任意様式)

※ パンフレット等で可

(2) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

エ 提案書類一式を上記(1)ア～オの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

※ 郵送の場合は、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(4) 提出期限

令和7年5月21日(水)正午まで

※ 持参による場合の受付は、休館日(火曜日)を除く。

※ 期限後の提出は受け付けない。

(5) 提出先

山口市教育委員会 山口市立中央図書館

※ 送付先住所は「12 問合せ先」を参照すること。

(6) 提出部数

正本1部、副本8部

※ 見積書は正本1部のみで可

(7) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市立図書館 図書館システム更新業務における受託候補者特定に係る評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において審議し、合計点(最高点及び最低点を除いた合計)が最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の6割)に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、評価委員の多数決により選定する。

なお、応募者が4者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。この場合、書面審査の結果を全ての参加意向申出者に対して通知するとともに、プレゼンテーション審査を実施する参加意向申出者に対しては、その旨を通知する。

(2) 評価基準

別紙「山口市立図書館 図書館システム更新業務に係るプロポーザル評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・場所

令和7年6月4日(水)(予定) 山口市立中央図書館(山口市中園町7-7)

※日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合があるため、提案者毎に別途通知する。

イ 出席者

5名以内

ウ 実施時間

60分以内(プレゼンテーション45分以内、質疑応答15分以内)

エ その他

- ① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ② スクリーン、プロジェクター(又はモニター)については、本市において用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等は、提案者において用意すること。また、本市においてプレゼンテーション会場のインターネット環境は用意しないため、インターネット環境については、必要に応じて提案者において用意すること。
- ③ プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて行い、提案するシステムのデモンストレーションを行うこと。また、デモンストレーションを除き、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ④ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(4) 審査結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知(7(1)の書面審査による選定結果を含む。)の内容に対する異議申立てには一切応じない。

8 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が「3 参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提案上限額を超えた見積書による提案があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

10 選定スケジュール(予定)

項目	日程
実施要領の公表	令和7年4月23日(水)
参加意向申出書受付	令和7年4月23日(水)から5月8日(木)正午まで
質問の受付	令和7年4月23日(水)から5月1日(木)正午まで
質問に対する回答期限	令和7年5月8日(木)
参加資格確認結果の通知	令和7年5月9日(金)
提案書の受付	令和7年5月9日(金)から5月21日(水)正午まで
プレゼンテーション	令和7年6月4日(水)(予定)
選定結果通知	令和7年6月6日(金)(予定)
契約締結	令和7年6月9日(月)(予定)

11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

12 問合せ先

山口市教育委員会 山口市立中央図書館

住 所:〒753-0075 山口市中園町 7 番 7 号

電話番号:083-901-1040

FAX 番号:083-901-1144

E - mail:toshokan@city.yamaguchi.lg.jp